

第4回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議
協議事項

日時：令和2年5月13日（水）

11時00分から

場所：第2特別会議室

1 新型コロナウイルス感染症の県内の状況及び対応等について （資料第1号）

2 その他

資料第 1 号

第9回新型コロナウイルス感染症対策長野県対策本部会議決定

緊急事態宣言の期間の延長を受けた長野県としての対応について

令和2年5月5日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識

令和2年5月4日、政府は5月31日までの緊急事態宣言の期間延長を決定した。これまでの対策の成果により、新規感染者数は減少傾向に転じたものの、その減少のスピードは緩やかなものに留まっており、いまだに特定警戒都道府県を中心にかなりの数の新規感染者が発生している。

また、そうした地域では医療現場のひっ迫が続いている、とりわけ重症患者の在院期間が長期化し、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれている。

一方、本県においては、4月6日から12日までの週は17名、4月13日から19日までの週は23名と一定数の患者の発生が見られ、クラスターなど感染拡大のリスクを高めるおそれのある事例も発生したが、4月20日から4月26日までの週は14名、4月27日から5月3日までの週は4名と減少し、感染状況が比較的落ち着いており、国の専門家会議の提言における「新規感染者数が限定的となった地域」と考えられる。しかし、累計感染者数の約8割の感染経路が県外由来と推定されていることから、現在においても県外からの感染リスクはいまだに高い状況にある。

国の専門家会議においては、新型コロナウイルス感染症に対しては長丁場の対応が必要であるとされている。本県では、新規感染者数が4月下旬以降減少傾向にあり、医療提供体制や検査体制の充実に向けた取組が進められていることから、今後は、他県との往来の徹底的な抑制や新しい生活様式の定着により、感染リスクを最大限低下させつつ、県内経済の再生や県民生活の下支えに向けた取組を順次進め、長期的な対応を行っていくことが必要である。

すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、5月7日以降の対策においては以下の4点を重点として進めることとする。

- 1 県民の皆様の行動変容を一層強く促すこと
- 2 県外との往来を徹底的に抑制すること
- 3 安心できる医療提供体制・検査体制の確立を図ること
- 4 「新しい生活様式」への移行を推進すること

緊急事態宣言

本県は、新規感染者数が限定的となっているが、特定警戒都道府県等におけるまん延状況が収束しておらず、依然として他県からの感染リスクが高いことを合わせ考えると、これまで実施してきた対策を急激に緩和することは適切でないと考えられる。

このため、5月7日から5月15日までの間は、基本的にはこれまでの対策を継続し感染拡大防止の徹底を図りつつ、「新しい生活様式」への移行のための準備を行う期間とすることが必要である。ただし、施設の使用停止（休業）の要請については、大きく私権を制限する厳しい措置であることから、接待を伴う飲食店等のクラスターの発生の危険性が極めて高い業種を除き、感染防止策の徹底の要請に切り替えることとする。

また、5月16日以降は、5月の連休中の人の移動等による影響や、特定警戒都道府県等の発生状況等を踏まえた評価も行いつつ、「新しい生活様式」への移行の推進のための措置に重点を移していくことが適切である。

なお、状況によっては専門家懇談会等の意見を聴きながら、対策の強度を調整するなど、県民の生命を守ることを最優先に臨機応変の対応を行う。

以上の措置について、国において緊急事態宣言の対象区域の変更や緊急事態宣言の終了を行った場合は、直ちに見直すこととする。

2 県民の皆様の行動変容を進めるための取組《重点1》

(1) 外出の自粛要請

外出の自粛の要請については、5月7日から5月15日までの間は継続する（特措法第45条第1項）。ただし、本県においては大都市圏と異なり、外出することが直ちに人の密集状態につながる状況にはないため、あくまで人との接触機会の最小化を図る観点から要請していることに留意する必要がある。

また、5月16日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間は、「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人ととの距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」などを中心に県民に呼びかけていく。

〔各部局〕

(2) 基本的な感染防止策の徹底

発熱等の風邪症状がある場合や、家族に風邪症状がある場合は外出をしないよう県民に呼びかけていくとともに、これまで県民の皆様にお願いしてきた基本的な感染防止策（3つの密を徹底的に避ける、手洗いの励行、人ととの距離の確保など）の徹底を呼びかけていく。

〔危機管理部・健康福祉部〕

(3) 県民に対する周知

県民に基本的な注意事項や対策の考え方、各種支援策等を記載した「新型コロ

ナ対策手帳」を配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

3 県外からの感染を徹底的に防止するための取組《重点2》

(1) 緊急事態措置等

○県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいだ移動自粛の要請については、5月7日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間、継続する（特措法第45条第1項）。

○観光・宿泊施設等に対する休業等の検討の協力依頼

県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対する休業の検討の協力依頼については、5月7日から5月15日（山小屋は5月31日）までの間は継続する。ただし、5月16日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間は、休業等の検討の協力依頼に代えて、県外から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

また、観光・宿泊施設以外のパチンコ店など県外からの来場が生じやすい業種に対しても、県外からの利用を可能な限り行わせないよう協力を依頼する（法に基づかない措置）。

〔危機管理部、県民文化部、産業労働部、観光部、教育委員会〕

(2) 「信州の観光はお休み中」キャンペーンの継続

5月7日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間は、県外への呼びかけを行うとともに、県境や観光地での声掛け、登山用駐車場の閉鎖等を継続して実施する。

〔観光部〕

(3) 来県者に対する14日間の外出自粛等の徹底

緊急事態措置を実施すべき都道府県に滞在していた者に対し、その翌日から14日間を経過するまで健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないよう呼びかけ、仕事については在宅勤務等による対応を呼びかける。

また、県内の事業所（指定公共機関、指定地方公共機関など、社会機能を維持する上で事業の継続が求められ、かつ、県域をまたいでの移動を余儀なくされる業種を除く）に対して、出張の自粛を改めて呼びかけ、往来した者及び新たに雇用した者（県外に14日以内に滞在していた場合）に対しては、14日間の健康観察を行い、基本的に出勤を控えるよう呼びかける。

〔各部局〕

(4) 県外からの帰省の自粛

不要不急の帰省は、緊急事態宣言の期間中は行わないよう呼びかける。

〔各部局〕

4 安心できる医療提供体制・検査体制を確立するための取組《重点3》

(1) 医療提供体制の確立

県として、300人規模の患者の受入れに向けて、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられる体制を構築する。

また、軽症者を受け入れる宿泊施設稼働のための準備作業を加速させるとともに、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の拡充

外来・検査センターを5月中に、東北中南信にそれぞれ1か所以上設置する。

また、有症状者相談窓口の相談基準について、「37.5度以上の発熱4日間継続」とあるものを「風邪症状（発熱、咳、咽頭痛、鼻水、嗅覚・味覚障害）が4日以上継続」とする。また、県外往来者又はその家族で2日程度症状が続いているれば相談対象とするほか、医療従事者、介護従事者等の検査については院内・施設内感染を防ぐため、できるだけ柔軟に対応する。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握しつつ、防護服やマスクなど必要な資材の確保を図る。

また、人員が不足する医療機関に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築するとともに、介護現場において、感染者が発生した場合に備え、バックアップ体制の整備に向けた協力を介護施設に要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

5 「新しい生活様式」への移行を促進するための取組《重点4》

(1) 緊急事態措置等

○遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対する要請

5月7日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間、接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請を継続する。

上記の施設を除き、遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対しては、使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請に代えて、5月7日から5月31日までの間、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客

の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底を要請する(特措法第24条第9項)。

なお、感染防止策が講じられず、当該施設において3つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第45条第2項による同法施行令第12条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第4項による施設名の公表を行う。

また、これと併せて5月7日から5月15日までの間は営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限(※)を要請する(特措法第24条第9項)。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配、テイクアウトは除く)。

○食事提供施設に対する営業時間の短縮等の要請

5月7日から5月15日までの間、食事提供施設に対しては営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限(※)の要請を継続する。また、営業時間内においては適切な感染防止策をとるよう要請する。(特措法第24条第9項)。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配、テイクアウトは除く)。

[危機管理部]

(2) 「新型コロナ対策推進の店」宣言制度(仮称)の創設

事業者が自ら適切な感染防止策を検討・実施し、対外的に取組を掲げる「新型コロナ対策推進の店」宣言制度(仮称)を創設する。

また、経済団体等と連携して、事業者に制度の推進やガイドラインの作成を支援する新型コロナ対策経営推進員(仮称)の仕組みを設ける。

[産業労働部]

(3) 旅館・ホテル・飲食店などの「新しい生活様式」への転換支援

「新しい生活様式」への対応に向けた飲食店や観光・宿泊施設等の感染防止対策の推進や、宅配・テイクアウト等の業態変更、経営の多様化等を支援する。

[産業労働部・営業局・観光部]

(4) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパー・マーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

[産業労働部]

(5) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要

な範囲において、施設・店舗名の名称を公表する。この場合においては、新型コロナウイルス発生事業所経営支援事業により当該施設・店舗等の経営を支援する。
〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(6) 県立学校、県有施設、県主催イベント等についての取扱い

県立学校は、5月22日まで休業を延長する。ただし、5月16日から5月22日までは、分散登校を行うが授業は行わず、自習などの学習活動等に充てる。また、5月23日から31日までは授業日を設定した分散登校を行う。この間において、感染リスクを可能な限り低減しつつ学びを継続する新たな学びのスタイルを構築する。

〔教育委員会〕

県有施設については、5月7日から15日までの間は休止を継続する。5月16日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間は、県外から人を呼び込む施設は休止を継続し、主として県民が使用するための施設については、感染防止策の徹底を図りながら、再開に向けた取組を行う。

〔各部局〕

県主催イベント等については、5月7日から5月15日までの間は原則中止とする。5月16日から5月31日（緊急事態宣言終了）までの間は、可能なものは延期を検討することとするが、参加者が特定できる県民向けのイベントであって、開催の必要性が高いものについては、感染防止策の徹底を図りながら、実施できるものとする。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等感染リスクが高いもの等は実施しない。

〔各部局〕

6 その他重要な事項

(1) 新型コロナ対策産業支援・再生本部（仮称）の設置

国や経済団体、市町村関係者等が歩調を合わせて経済支援策を検討・実施するため、「産業支援・再生本部（仮称）」を設置する。

〔産業労働部〕

(2) 旅館・ホテル・飲食店などを応援する地域の助け合いの推進

地域内消費の拡大、食事券の購入などを通じた地域での助け合いの取組を推進する。

〔営業局・観光部〕

(3) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関

や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないよう、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、「特定警戒都道府県」など感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に、人権に配慮した取組を行う。

〔県民文化部・各部局〕

長野県の緊急事態措置等

1 5月7日から5月15日までの間における緊急事態措置等（県内全域）

（1）「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」の継続（特措法第45条第1項）

以下の措置を継続する。

○ 徹底した外出自粛の要請

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請する。

（生活の維持に必要な場合）

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

○ 県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいで移動することは、基本的に行わないよう要請する。

（2）接待を伴う飲食店等に対する施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止の要請（特措法第24条第9項）

接待を伴う飲食店等（別表のとおり）については、クラスター発生のおそれが極めて高いため、施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止を要請する。

なお、当該施設が要請に従わない場合、特措法第45条第2項による要請及び同条第4項による公表を隨時行う。また、要請に従わない場合は、特措法第45条第3項による指示及び同条第4項による公表の実施についても検討する。

（3）遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対する感染防止策の徹底の要請（特措法第24条第9項）

（2）の施設を除く遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対しては、施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請に代えて、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を要請する（特措法第24条第9項）。

なお、感染防止策が講じられず、当該施設において3つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第45条第2項による同法施行令第12条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第4項による施設名の公表を行う。

また、これと併せて営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）を要請する（特措法第24条第9項）。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）。

(4) 運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続（特措法第24条第9項）

以下の措置を継続する。

- 社会生活の維持に必要な施設及び、(2)の施設と比較して感染リスクを下げて運営することが可能と考えられる施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策（法施行令第12条に定める措置）をとるよう要請する。

(5) 食事提供施設に対する営業時間の短縮等の要請の継続（特措法第24条第9項）

以下の措置を継続する。

- 食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがあるので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）の協力を要請する。
 - また、営業時間内においては（3）の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請する。
- ※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることの協力を要請（宅配、テイクアウトは除く）。

(6) 観光・宿泊施設等に対する県外から人を呼び込まない運営についての検討を依頼

以下の措置を継続する。

- 不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。

2 5月16日から5月31日までの間における緊急事態措置等（県内全域）

(1) 外出・往来について

「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人の距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」などを県民に呼びかけていく。

ただし、県域をまたいだ移動自粛の要請については継続する（特措法第45条第1項）。

(2) 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等について

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、使用停止（休業）又は催物の開催の停止の要請を継続する。

その他の業種においても、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の

制限（席数や面積に応じた制限等）、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第24条第9項）。

なお、感染防止策が講じられず、当該施設において3つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第45条第2項による同法施行令第12条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第4項による施設名の公表を行う。

（3）運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続（特措法第24条第9項）

（4）食事提供施設について

営業時間の短縮等の要請は終了するが、感染防止策の徹底を引き続き要請する（特措法第24条第9項）。

（5）観光・宿泊施設等について

休業等の検討の協力依頼に代えて、感染防止策の徹底と県外から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼する。
- 他県に向けた営業活動は行わない。
- 博物館、美術館、観光施設等においては、他県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。

(別表)

施設の使用停止（休業）の要請等を行う接待を伴う飲食業等について

種類	施設	要請内容
遊興施設等※1	キャバレー	施設の使用停止（休業）及び催物の開催の停止の要請を継続
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等にあたるもの

※2 接待を伴うものに限る

新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針

令和2年3月31日（令和2年5月5日改正）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定

新型コロナウイルス感染症について、国内においては、感染経路が分からぬ患者数が増加する地域が発生し、感染拡大が見られてきたところであり、このような状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）附則第1条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日、法第15条に基づく政府対策本部が設置された。これを受け、同日、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置したところである。

県民の生命を守るためにには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

長野県では、関係機関の連携・協力により、24時間体制の相談体制を整備し、検査施設を増やすなど検査体制を拡充する中で、患者の早期発見、早期対応に努めるとともに、県民に対する様々な感染防止の呼びかけや医療機関における取組もあって、感染状況は比較的落ち着いている。しかしながら引き続き、後述する「三つの密」を避けることを推進し、感染経路の不明な患者やクラスターの発生を封じ込めることが、オーバーシュート（爆発的な感染拡大。以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者及び重症者の発生を最小限に食い止めるためには不可欠である。

また、必要に応じ、外出や感染拡大地域への往来等の自粛の要請などの接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、医療提供体制を崩壊させないためにも重要である。

併せて、今後、県内で感染者数が急増した場合に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、令和2年4月7日に法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。

緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日まで

の 29 日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とされた。また、令和 2 年 4 月 16 日現在において、上記 7 都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとされた。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和 2 年 4 月 16 日から令和 2 年 5 月 6 日までとされた。

その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となつた取組により、全国の実効再生産数は 1 を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめている。一方で、全国の新規報告数は未だ 200 人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもある。このため、令和 2 年 5 月 4 日、法第 32 条第 3 項に基づき、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとされた。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状や、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を一丸となって実施することができれば、効果的なクラスター対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規報告数を減少させ、ひいては重症者数を減少させること

とが可能である。新規報告数が、こうした水準まで減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の確保を行うなどの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。

なお、政府としては、緊急事態宣言を延長しても、社会経済活動への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しないとしているところである。

この基本的対処方針は、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、県や市町村、医療関係者、専門家、事業者を含む県民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるべく、今後講じるべき対策を現時点で整理し、国の定める法第 18 条第 1 項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

長野県の感染状況については、令和 2 年 2 月 25 日に初めての感染例が確認されて以来、5 月 4 日までに 72 例感染者が確認されている。4 月 6 日から 12 日までの週は 17 名、4 月 13 日から 19 日までの週は 23 名と一定数の患者の発生が見られ、クラスターなど感染拡大のリスクを高めるおそれのある事例も発生したが、4 月 20 日から 4 月 26 日までの間は 14 名、4 月 27 日から 5 月 3 日までの間は 4 名と減少しており、感染状況は比較的落ち着いている。

我が国においては、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、5 月 2 日までに、合計 46 都道府県において合計 14,677 人の感染者、492 人の死亡者が確認されている。また、感染経路が特定できていない感染者が 61%（令和 2 年 5 月 1 日までの状況）を占める状況となっている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、「市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが明確に立ち上がりはじめた 3 月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始めた 3 月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。」「しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が示唆される」などと指摘されている。

また、医療提供体制の面については、

「医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続けられているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の逼迫が続いている」

「新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約2～3週間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者については、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれ、医療現場のひっ迫した状況は新規感染者の発生速度の鈍化と比較しても、緩やかにしか解消されないものと考えられる」などと指摘されている。

その上で、専門家会議の見解として、「地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。」とされている。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大間に存在する状況となっているものの、海外からの輸入症例については、現在は一定程度に収まっている。引き続き緊張感を持って対応していく必要がある。

都道府県別の動向としては、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」とされた。長野県を含むこれら以外の県についても都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、国、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となってまん延防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として、感染拡大の防止に向けた対策が促されてきた。

その後の状況を見ると、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることなどから、引き続き、現在の枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記

の13都道府県とする。)として、感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があることとされた。

ただし、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)では、感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行することとされた。

また、現在は、全都道府県が緊急事態措置の対象とされているが、今後の対象地域の判断にあたっては、例えば、以下のように感染状況(疫学的状況)、医療提供体制(医療状況)等を踏まえて、総合的に判断することとされた。

①感染状況(疫学的状況)

- ・新規感染者数等の水準、近隣都道府県の感染状況など

②医療提供体制

- ・医師が必要と認めるPCR等の検査
- ・院内感染の制御
- ・救急医療など、その他の一般医療への影響
- ・新型コロナウイルス検査における感染疑い例への医療提供ないしフォローアップ体制
- ・医療機関の役割分担の明確化や患者受入先の調整機能
- ・重症・重篤例の診療体制
- ・病床の稼働状況やその動向を迅速に把握・共有できる体制
- ・軽症者等に対応する宿泊療養施設等の確保など、今後の患者の増大を見据え、重症者から軽症者まで病状に応じた迅速な対応を可能にする医療提供体制

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人の距離をとること(Social distancing: 社会的距離)により、大幅に感染リスクが下がるとされている。

- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウス、スポーツジムにおいて感染者が確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が増加している状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1～14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することを推奨している。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割が人への感染ないと報告されている。さらに、入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であったことが報告されている。季節性インフルエンザの致死率が0.00016%～0.001%程度、肺炎の割合が1.1%～4.0%、累積推計患者数に対する超過死者数の比は約0.1%であるのに比べて、相当程度高い割合であると考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は60歳以上の者では6%である。

ったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・また、日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- ・日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。
- ・現時点では、新型コロナウイルス感染症は不明な点が多い感染症である。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

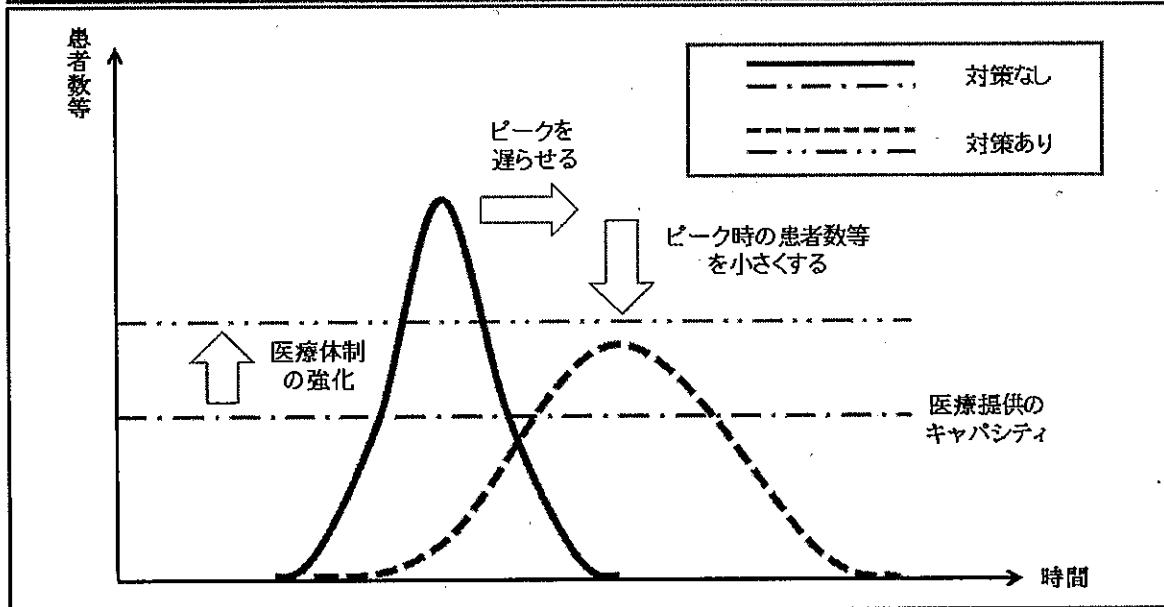
現時点においては、県民の行動変容を促進するための呼びかけやクラスターの早期発見、早期対応に努めることにより、流行のピークを遅らせ、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止し、もって県民の生命と健康を守ることを目標とする。

この目標を達成するため、

- ①感染拡大のスピードを抑制する。
- ②医療提供体制を強化する。
- ③重症化しやすい方を守る。
- ④医療関係者を守り、確保する。

の4点を最重点とし、可能な限りの措置を講じ、県民一丸となって対策を進めていく。

新型コロナウィルス感染症対策の目的 概念図



また、県民生活や地域経済に大きな影響が生じ始めていることから、社会・経済に与える影響が最小になるよう、必要な対応を強化する。

具体的には、次のとおり対策を実施する。

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ 新規報告数が減少傾向に転じていること等に鑑み、まん延防止策を講じるにあたっては、以下の点に留意しつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していくものとする。
 - ▶ 感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと。
 - ▶ 人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する必要があること。
 - ▶ 段階的に社会経済の活動レベルを上げるとしても、全ての県民、事業者において、後述するように感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があること。また、仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う必要があること。

- ・ なお、国内、県内における感染拡大の状況等に応じ、常に臨機応変の対応を行っていく。県内の各地域においても、感染経路が特定できない患者やクラスターの発生、またこれらの増加など、状況が変わっていくことが予想されるため、その時点のレベルに応じた対策を講じていくことが必要である。

3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 実施体制

- ア 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部（県対策本部）
- ・ 県対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、県民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
 - ・ 政府により緊急事態宣言が行われた場合には、法に基づき必要な措置を講じる。
- （ア）構成
- ・ 本部長：知事
 - ・ 副本部長：副知事
 - ・ 構成員：教育長、警察本部長、危機管理監・各部局長
 - ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部
- （イ）所管事項
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること
 - ・ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
 - ・ 県内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関すること
 - ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること
 - ・ 国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
 - ・ 県民に対する正確な情報の提供に関すること
 - ・ その他県対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

イ 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部地方部（地方部）

地方部は、所管する地域における新型コロナウイルス感染症対策の円滑、適切な実施を図る。

（ア）構成

- ・ 地方部長：地域振興局長

- ・副地方部長：地域振興局副局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長、その他
- ・構成員：担当課長等
- ・事務局：地域振興局

(イ) 所管事項

- ・県対策本部の方針に基づき、医療の確保、感染拡大抑制に必要な措置及びその他危機管理と感染防止に必要な事項等について、地方部ごとの判断及び対応を行う。また、市町村及び関係機関へ速やかに情報を伝達し、市町村及び関係機関における危機管理体制の立ち上げを要請するとともに、連絡体制を確認する。
- ・連絡調整のため必要のある場合は、市町村及び関係機関に対して地方部の会議に出席を求め、又は市町村及び関係機関との協議会を設置するなど、体制を整備する。

ウ 長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会

- ・専門的知見を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、医学・公衆衛生分野の専門家等で構成される長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会を設置する。

(ア) 構成

- ・学識経験者（医学・公衆衛生分野）、医療関係者
- ・事務局：危機管理部・健康福祉部

(イ) 設置目的

- ・県が迅速かつ的確な新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、必要に応じて隨時、県内の状況、対策の方向性等に関する意見を聞く。

エ 生活経済対策有識者懇談会

- ・新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、幅広い分野に関する有識者や市町村関係者等で構成される有識者懇談会を設置する。

(ア) 構成

- ・法律、県民生活、経済等の幅広い分野に関する有識者、市町村関係者等
- ・事務局：危機管理部

(イ) 設置目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響について把握するとともに、その影響の最小化を図るために、必要に応じて隨時、県内の状況、対策の方向性等に関する意見を聴く。

(2) 情報提供・共有

ア 考え方

- ・ 危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、専門家、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断し行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、専門家、事業者、個人の間でのコミュニケーションを円滑に行う。
- ・ 県民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国籍県民、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

イ 具体的な取組

- ① 県は、以下のような、県民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。情報の提供に当たっては、感染防止に資する正しい情報が広く県民に伝わるよう、報道機関に対して協力を要請する。
- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の周知徹底
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ
 - ・ 感染リスクを下げるため、発熱等の風邪症状がある際に医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが必要であることの呼びかけ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方のわかりやすい周知
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
 - ・ 「新しい生活様式」の在り方の周知
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混み

や近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。

- ・ 人混みを避けたり、職場や飲食店等でも座席の間を広くとるなど社会的距離（Social distancing）をとること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び過度の買いだめ等の防止）の呼びかけ
- など

- ② 県は、感染の拡大を防止するため、感染症患者の確認事例について迅速かつ正確に情報を公開する。ただし、感染者の特定につながる個人情報の保護や、風評被害の防止の観点から、感染の防止のため公開が必要ではない情報については、慎重に対応する。
- ③ 県は、県ホームページのほか、テレビ、ラジオ、SNS、動画サイトなど様々な媒体を活用した積極的な広報を実施し、県内での感染拡大防止に資する。
- ④ 県は、県民からの相談に対応するため、県庁及び保健所（保健福祉事務所）に相談窓口を設置し、感染局面の進行に応じて体制を充実・強化する。また、県は、市町村に対し、相談窓口体制の充実・強化を要請する。
- ⑤ 県は、企業や大学等と連携し、海外からの帰国者や渡航を計画している者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や帰国者に対する2週間の外出自粛等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑥ 今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が、国においては行政文書の管理に関するガイドラインの「歴史的緊急事態」に該当することとされたことを踏まえ、県は正確な記録を行うとともに公文書として適切に管理・保存する。

（3）サーベイランス・情報収集

ア 考え方

- ・ 対策を適時適切に実施するためには、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や県民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

- ・ 患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。なお、感染の拡大が進行した局面において、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担が過大となる場合においては、入院患者及び死亡者に関する情報収集に重点を置くことも検討する。

イ 具体的な取組

- ① 県は、医師が必要と認める検査を適切に実施する。
- ② 県は、関係団体と連携して外来・検査センターの設置等を進める。
- ③ 県は、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、大学や民間検査会社等を活用して実施体制を強化する。また、PCR等検査の実施人数や陽性者数等の結果を定期的に公表する。
- ④ 県は、学校等での発生状況の把握の強化を図る。
- ⑤ 県は、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(4) まん延防止

ア 考え方

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時においては、軽症者の宿泊施設等での療養により受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・ 感染が急速に拡大するおそれが生じた場合には、県民の行動変容を促すため、外出自粛の要請等の接触機会の低減のための取組を行う。
- ・ まん延防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、国や他の都道府県とも情報を共有しながら対策の実施や縮小・中止を検討していく。

イ 具体的な取組

1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう県民に促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う

飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、緊急事態宣言発令以降、生活の維持に必要な場合を除き自粛を求めてきたところであるが、「人との接触機会の最小化」、「人との物理的距離の確保」等を中心に県民に呼び掛けていく。さらに、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を県民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して県民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる場合は、必要に応じて、厳しい行動制限を求める検討すること。

2) イベント等の開催制限

県は、クラスターが発生するおそれがあるイベント等や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、感染防止策を講じた上で比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意する。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用したイベント参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

3) 施設の使用制限等(前述したイベント等の開催制限、後述する学校等を除く)

① 県は、法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。

その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設について

は、県内の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ② 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとする。

4) 職場への出勤等

県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

5) 学校等の取扱い

- ① 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。
- ② 県は、市町村に対し、保育所や放課後児童クラブ等については、感染リスクを下げる取組を徹底して運営するよう要請する。同時に市町村に対し、家庭等で保育が可能な保護者（在宅勤務、テレワークを行う保護者等）に原則として登園・利用を控えるようお願いすることを要請する。なお、県は、今後の感染拡大状況に応じて、保育の提供の縮小に対する考え方を示す。

6) クラスター対策の強化

- ① 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。
- ② 県は、関係機関と協力して、特に感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ③ 県は、クラスター対策を抜本的に強化するため、保健所の体制強化に迅速に取り組む。また、県は市町村と情報共有を行い、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、県はクラスターの発見に資するよう都道府県間の情報共有に努める。

7) その他共通的事項等

- ① 県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。
- ② 県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ③ 県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、県民に対し周知する。加えて、県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、県民に冷静な対応を促す。

- ④ 県は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 県は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(5) 医療

ア 考え方

- ・ 健康被害を最小限にとどめるとともに、それを通じて社会・経済活動への影響の最小化を図る。
- ・ 感染が急速な拡大及びまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築する。
- ・ 医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。重症患者を受け入れられる医療機関の拡大を図るとともに、中・軽症者に対応する医療機関を増やしていく。また、患者の大幅増加などに備え、無症状者、軽症者が宿泊施設や自宅で療養するための体制を整備する。
- ・ 感染が急速な拡大又はまん延した場合には、二次医療圏を単位とする外来診療（一次医療）及び入院診療（二次医療）の体制に加え、さらに専門的な医療を必要とする患者のために地域を越えた県単位の診療（三次医療）の体制を確保し、それぞれの役割分担を明確にする。

イ 具体的な取組

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、県は、専門家の意見を踏まえ、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 病床の確保について、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保する。
また、医療機関は、業務継続計画（B C P）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、

空床確保に努める。

さらに、県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について、必要に応じて検討する。

- ・ 長野県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部を通じ、県内の受入医療機関や病床の確保、患者の受け入れや搬送の調整など、必要な医療提供体制を整備するとともに、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行う。
- ・ 宿泊療養については、県下4ブロックでの整備に目処が立っているところであり、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。
- ・ 患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障がい者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 有症状者相談窓口（帰国者・接触者相談センター）を通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
- ・ 関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行う。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがある地域が生じた場合は、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。

- ・ 重症化しやすい方が来院するがん医療機関、透析医療機関及び産科医療機関等は、常に必要とされる医療の継続の観点から、新型コロナウイルス感染

症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定することを検討する。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、県は、専門家の意見を踏まえ、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。

④ 医療従事者の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。

⑤ 医療物資の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 医療提供体制を支える医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関情報把握システムも活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保する。また、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ・ 特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR等検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、県は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、
 - ▶ 医療、施設従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、

- ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域で、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑦ 県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策のさらなる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようとする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された夜間休日センターの利用などを推進する。
- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種法に基づく定期の予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮する。

(6) 経済・雇用対策

県は、国が行う経済対策を積極的に活用し、各施策を迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、

雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。また、事態の収束までの期間と拡がり、県内経済や県民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時宜を逸することなく臨機応変かつ果斷に対応する。

(7) その他重要な留意事項

ア 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 県は、患者・感染者、その家族、濃厚接触が疑われる方、対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 県は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 県及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 県は、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ⑥ 県は、県民が生活を営む上で欠かすことのできない公共交通機関や運送業、小売業等の関係者が風評被害を受けないよう、県民への啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑦ 県は、特定警戒都道府県など感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々等の人権に配慮した取組を行う。

イ 物資・資材の供給

- ① 県は、県民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 県は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価

の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、関係団体に要請するとともに、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。

- ③ 県は、市町村と連携し、不足している医療機関等にマスクを配布する。

ウ 関係機関との連携の推進

- ① 県は、他都道府県や市町村との連携を強化し、対策を効果的に推進する。
- ② 県は、対策の推進に当たって、国が必要な措置を迅速に講じるよう、他都道府県等と連携して隨時国に対する要望を行う。
- ③ 県は、感染症対策を行う健康福祉部及び危機管理事象に対応し、対策の総括を行う危機管理部を中心に、すべての部局が有機的に連携して対策に当たる。なお、部を越えて行う取組を円滑に進めるために、対策本部の下にチームを設置して迅速な対応を行う。
- ④ 県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑤ 県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。
- ⑥ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、県は政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

エ 社会機能の維持

- ① 県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接觸者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、県民生活及び県内経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 県は、県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者が、事業の継続を図るために必要に応じて支援を行う。
- ⑤ 県警察本部は、混乱に乘じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

才 その他

県は、基本的対処方針を変更するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、県専門家懇談会及び有識者懇談会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

行事の概要

名称	長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議		
日 時	令和2年5月13日（水） 15:00～16:30		
場 所	県庁3階 特別会議室		
役 割	あいさつ、意見交換		
出席予定者	○外部団体等(15名)		
		団体	役職
	経済団体	一般社団法人長野県経営者協会	会長
		長野県中小企業団体中央会	会長
		一般社団法人長野県商工会議所連合会	会長
		長野県商工会連合会	会長
	労働団体	日本労働組合総連合会長野県連合会	会長
		株式会社八十二銀行	(代理)常務取締役
		長野信用金庫	理事長
		長野県信用組合	理事長
	金融機関	株式会社日本政策金融公庫	長野支店長
		株式会社商工組合中央金庫	長野支店長
		長野財務事務所	所長
		関東経済産業局	資源エネルギー環境部長
	国	長野労働局	局長
		長野県市長会	会長
		長野県町村会	会長
	※関東経済産業局、市長会、町村会は、Web参加		
	○県側(7名)		
	阿部知事、太田副知事、福田参事、土屋健康福祉部長、熊谷ブランド推進監兼営業局長、林産業労働部長、中村観光部長		
概要 (次第)	(1) 開会		
	(2) 知事あいさつ		
	(3) 新型コロナウイルス感染症の県内状況の共有 (15分)		
	ア. 新型コロナウイルス対応の状況 【土屋部長、福田参事】		
	イ. 県内経済の現況、県産業支援策 【林部長】		
	ウ. 観光産業の現況、県支援策 【中村部長】		
	(4) 産業支援・再生に向けた方策の検討 (65分)		
	ア. 各団体からの発言(下記の点から3分程度) (50分程度)		
	県内経済の現状認識 今後数か月に行うべき支援策等(短期的な方策)		
	イ. 今後の産業支援策について意見交換 (15分程度)		
	(5)閉会		
服 装	クールビズ(ノーネクタイ、ジャケットあり)		
担当者	産業政策課企画担当		
	(課長)宮島克夫 (担当)早川政宏、渡邊雅道、竹内幹 内線:2926		

長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議

日 時：令和2年5月13日(水)
15時00分～16時30分
場 所：県庁3階 特別会議室

1 開 会

2 知事あいさつ

3 新型コロナウイルス感染症の県内状況の共有

4 産業支援・再生に向けた方策の検討

5 その他

6 閉会

長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議
出席者名簿

日時：令和2年5月13日（水）

15:00～16:30

会場：長野県庁特別会議室

(敬称略)

団体	役職	氏名
一般社団法人長野県経営者協会	会長	山浦 愛幸
長野県中小企業団体中央会	会長	唐沢 政彦
一般社団法人長野県商工会議所連合会	会長	北村 正博
長野県商工会連合会	会長	柏木 昭憲
日本労働組合総連合会長野県連合会	会長	根橋 美津人
株式会社八十二銀行	常務取締役	浅井 隆彦
長野信用金庫	理事長	市川 公一
長野県信用組合	理事長	黒岩 清
株式会社日本政策金融公庫	長野支店長	平田 浩幸
株式会社商工組合中央金庫	長野支店長	高原 清志
長野財務事務所	所長	矢島 一郎
関東経済産業局	資源エネルギー環境部長	田村 厚雄
長野労働局	局長	中原 正裕
長野県市長会	会長	加藤 久雄
長野県町村会	会長	羽田 健一郎
長野県	知事	阿部 守一
	副知事	太田 寛
	健康福祉部長	土屋 智則
	信州ブランド推進監兼営業局長	熊谷 晃
	産業労働部長	林 宏行
	観光部長	中村 正人
	消防課参事	福田 雄一

長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部

令和2年5月13日(水)
特別会議室 15:00~16:30

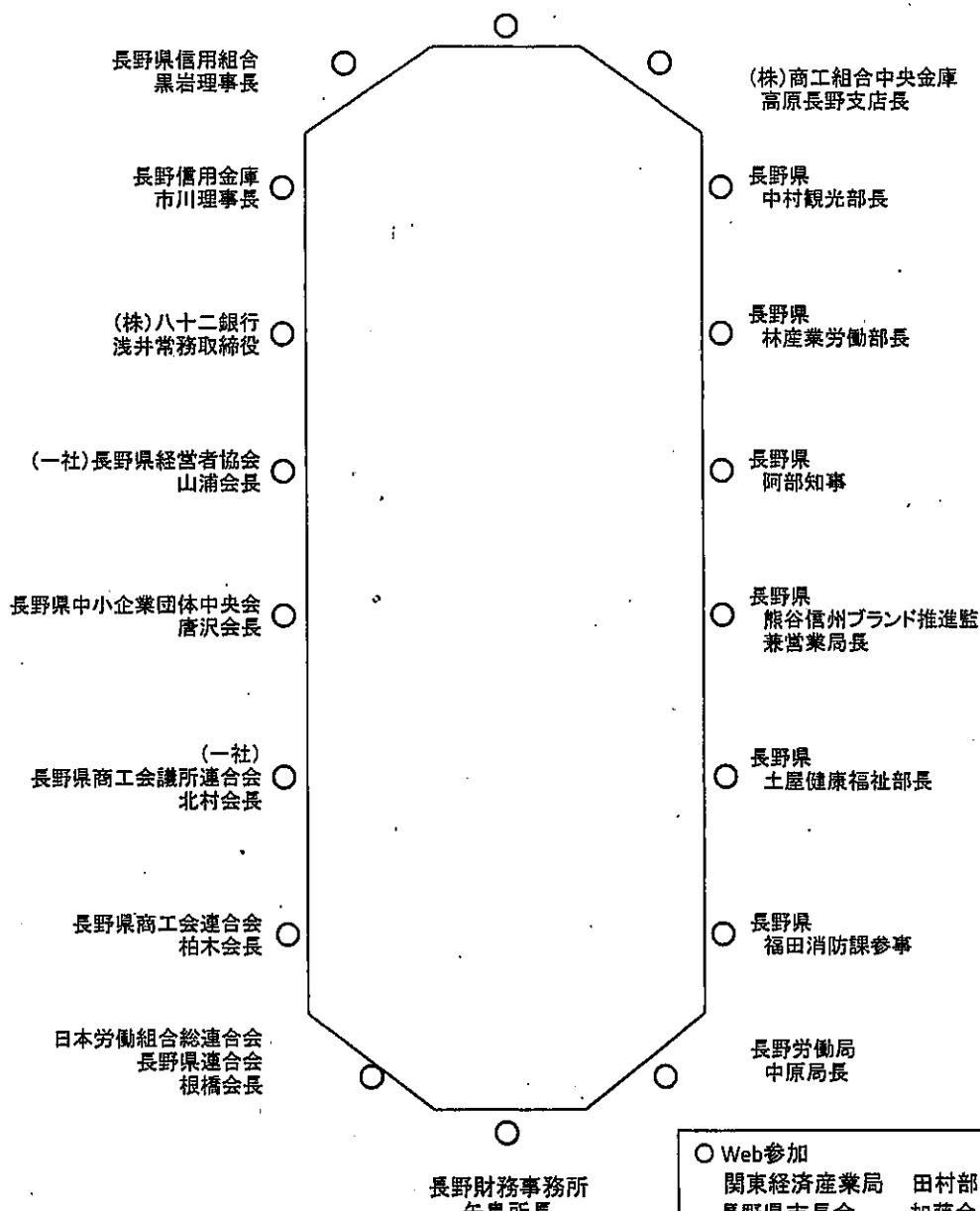
出入口

報道用

報道用

出入口

(株)日本政策金融公庫
平田長野支店長



○ Web参加
関東経済産業局 田村部長
長野県市長会 加藤会長
長野県町村会 羽田会長
長野県 太田副知事

事務局

長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議 論点メモ

論点 1

事業者の感染症対策徹底のための支援をどう行うべきか。

＜事業者が行う感染症対策のイメージ＞

- 従業員の健康観察、マスク着用・消毒の徹底、テレワーク導入促進
- 三密を避けるための店づくり（施設・サービスの両面から）
- 屋内屋外ともイベント小規模化、全参加者の連絡先登録 等

論点 2

短期及び中長期の産業支援をどう行うべきか。

【論点 2 -①（短期的視点での施策）】

事業継続、急激な需要消失分野など喫緊の課題への対応。

〔急激に需要が消失した主な分野〕

- | | | |
|--------------------------|------------|------------|
| ・ 観光関連産業（宿泊業、運輸業、土産物店など） | ・ 飲食・サービス業 | ・ イベント関連産業 |
|--------------------------|------------|------------|

＜支援の観点＞

- 事業継続への取組支援（「新しい生活様式」に適応する事業形態転換等）
- 県外客の誘客等を控えている間の観光・宿泊業、イベント業への支援
- 雇用対策の充実強化 等

【論点 2 -②（中長期的視点での施策）】

「新しい生活様式」におけるビジネスモデルの構築。

＜施策の観点＞

- 人やモノの「移動」や需要の変化（パラダイムシフト）に対応した、産業・就業構造・業態への移行、B C P見直し
- 国内外の変化を踏まえたサプライチェーンの再構築支援
- 「非接触」時代に対応する事業者のD Xの促進 等

長野県における新型コロナ対策の推進イメージ

R2.5.13

長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議

4月 5月 6月 7月 8月 9月

●5/13産業支援・再生本部会議

信州の観光はお休み中
キャンペーン

県域をまたいだ
移動自願の要請

共通事項

▲ 5月中下旬 業種別ガイドラインの策定(予定)

● 4/23 経済金融対策会議(国・県等支援策の周知・活用を依頼)

経済団体

労働団体

金融機関

市町村

新 県・市町村連携

新型コロナウィルス拡大防止協力金・支援金の支給

県

新 コロナ特別対応型持続化支援事業
新 「新型コロナ対策推進の店」宣言事業

新 県内限定での観光客受入再開に向けた取組を支援

中長期的な視点で「新しい生活様式」に向けた
施策検討

事業者力行う感染防止策の取組を支援
事業者力行う雇用維持・生活安定の取組を支援

事業継続・再生に向けた助言・融資
事業態変容・需要喚起に向けた資金供給

持続化補助金による新たな生活様式への転換サポート
雇用調整助成金の利活用サポート

きめ細やかな地域の事業者への支援

新型コロナ対策推進を宣言する 事業者を応援します！！



ステッカー

◆ 目的

新型コロナウイルス感染症収束前までの間における経済活動の再開、需要喚起を図るため、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やして、県民が安心して買い物等ができるような環境を整備する。

◆ 事業概要



事業者は新型コロナウイルス感染症対策を検討

ポスターイメージ（A3サイズ）

「新型コロナ対策
経営推進員」が
助言・指導

※商工会・商工会議所の経営指導員等

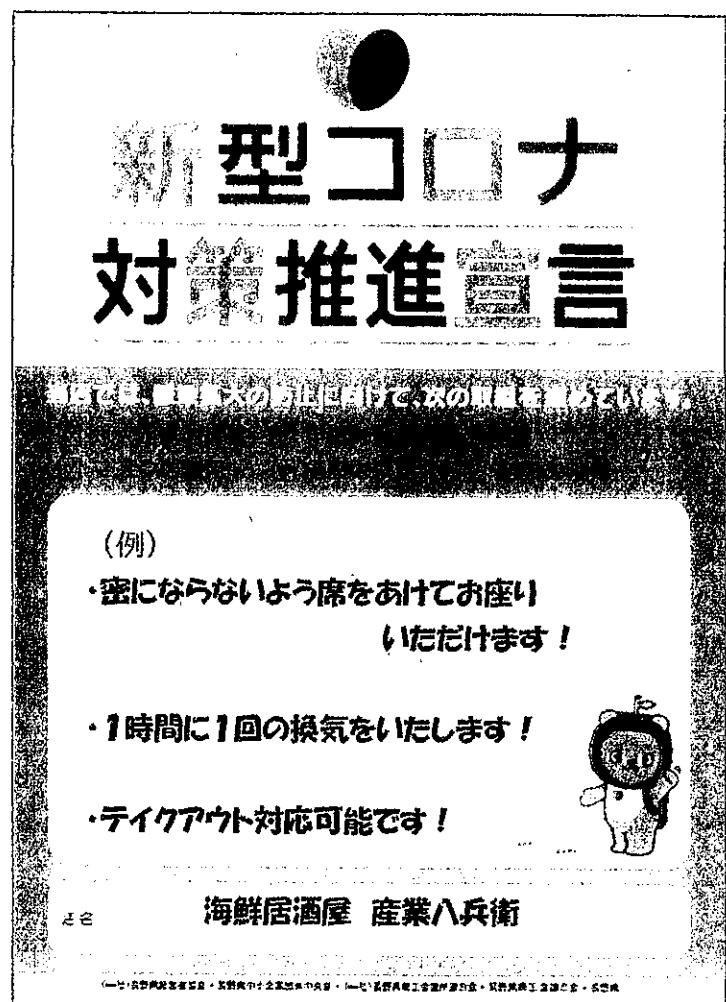


「新型コロナウイルス対策推進宣言」（ステッカー及び具体的な対応策を記載したポスターの掲示）

宣言事業者を商工団体
ホームページに登録・PR

ステッカー・ポスターの配付

- ① 県公式ホームページよりダウンロード
【5月15日（金）～】
- ② 商工会・商工会議所から配付
【5月下旬～6月末】



(参考) 実寸大 (縦 15 cm、横 15 cm)



コロナ特別対応型持続化支援事業を実施します

「新しい生活様式」に適応した事業形態への転換を促進するため、国の持続化補助金（コロナ特別対応型）を拡充し（県による補助金の上乗せ）、地域の事業者の取組を支援します。

1 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）<国制度>

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、小規模事業者等が地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて作成した経営計画に基づき、サプライチェーンの構築、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備に取り組む費用の一部を補助するものです。

2 補助の内容 <令和2年度補正予算（第1号）飲食・サービス業等応援事業補助金に基づく事業です>

- (1) 対象者 国が実施する小規模事業者持続化補助金の交付決定を受け、補助事業を実施する者（ただし、コロナ特別対応型に限る）
- (2) 補助率 9/10以内（国2/3以内、県7/30以内）
※国の補助と合わせて9割補助となります。
- (3) 上限額 135万円（国100万円、県35万円）

3 事業の開始日

第1回公募分（令和2年5月1日～5月15日）、第2回公募分（～6月5日）から対象となります。※商工会議所、商工会を通じて、上乗せ補助を実施します。

4 事業者の皆様へ

適切な感染防止対策を検討・実施していただくため、持続化補助金（コロナ特別対応型）とともに、本事業をご活用ください。

なお、申請にあたっては、最寄りの商工会議所、商工会へご相談ください。

5 お問合せ

- ・持続化補助金（コロナ特別対応型） 全国商工会連合会 03-6670-3960
日本商工会議所 03-6447-5485
- ・コロナ特別対応型持続化支援事業（上乗せ補助） 県産業立地・経営支援課 026-235-7195
又は、最寄りの商工会議所、商工会

ONE NAGANO

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうといっしょに、大ひとりがそれその立場で、できるところからやってみよう！

産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係
(課長)若月 真也 (担当)太田 伸幸、越 雅彦
電話 026-235-7195(直通)
026-232-0111(代表) 内線2958
FAX 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp

<(一社)長野県商工会議所連合会>

(事務局長)柄澤 洋子
電話 026-226-6432(直通)
FAX 026-227-6410
E-mail kenren@nagano-ecci.or.jp

<長野県商工会連合会>

(経営支援課長)井口 公男 (担当)佐藤 弘一
電話 026-217-2828(直通)
FAX 026-226-4996
E-mail keiei@nagano-sei.or.jp

(3) 呪新型コロナウイルス
お困りごと相談センター
℡ : 026-235-7077

新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 従業者さまへ みんなまく



お住まいの
市町村社会福祉協議会

特別定額給付金
℡ : 0120-260-020

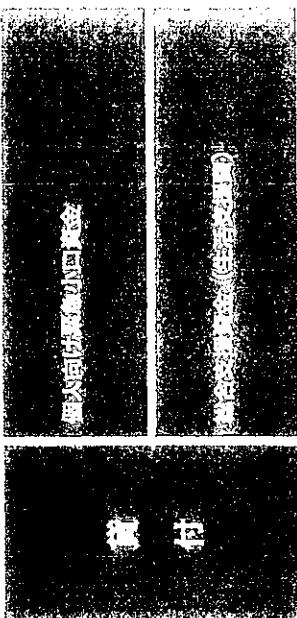
お住まいの市町村

日本学生支援機構
℡ : 0570-666-301

お住まいの市町村

むちの
税務課
貿易課
市町村

お住まいの市町村



賞
付

給付金

従業者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

賃 付	給 付 金
一時的な資金が必要 (主に休業された方)	個人向け緊急小口資金
生活の立て直しが必要 (主に休業された方)	社会会員支援金(生活支援金)
すべての県民のみなさまに	特別定額給付金
子育て世代に児童手当を増額	児童手当(6ヶ月分)を増額 1万円/人
家計が急変(収入減)し、 大学等の授業料が支払えない アパート等の家賃が支払えない	生じた減免金
現在、納税が厳しい	社会保険料等が支払元ない
	全税目
	所得税・住民税 自動車税・軽自動車税 所得税・住民税 不動産取得税 印紙税

賃付限度額：学年等の休業、個人事業主等の特例は20万円以内
その他の場合、10万円
償還期限：2年以内(指定期間1年以内)
金利：無利子

お住まいの市町村社会協議会

貸付限度額：2人以上の世帯 20万円／月以内
単身世帯 15万円／月以内
償還期限：10年以内(指定期間1年以内)
金利：無利子

お住まいの市町村

対象者：令和2年4月27日において、住民登録簿に記載されて
いる者
給付額：10万円／人

お住まいの市町村

児童手当(6ヶ月分)を増額 1万円／人

お住まいの市町村

世帯の所得金額の見込みに基づき奨学金を交付
※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に
受けれることができる。

日本学生支援機構
奨学金振込センター
TEL: 0570-666-3011

生活困窮者に家賃を実費給付
上限：単身世帯 31,800円／月
2人世帯 38,000円／月
3～5人世帯 41,300円／月
※居住地によって上限が異なるので注意。
給付期間：原則3ヶ月(雨期9ヶ月まで延長可能)

お住まいの市町村

お住まいの市町村

お住まいの市町村

お住まいの市町村

自治体の判断で暫期不服を決定

⑥県新型コロナワイルス
お困りごと相談センター
TEL：026-235-7077

日本政策金融公庫による
新型コロナウイルス感染症特別貸付

商工中金による危機対応融資

長野県中小企業緊急支援基金

県市町村連携による新型コロナウイルス
拡大防止協力金・支援金

持続化給付金

雇用調整助成金

小学校休業等対応助成金

飲食・サービス業等
新型コロナウイルス対応応急事業

ちのづくり・商業・サービス補助金

持続化補助金（一般型）

持続化補助金（コロナ特別枠）

コロナ特別対応型特化型融資

IT導入補助金

総合窓口

融資

給付金・助成金・補助金

新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている



長野県の 中小企業者 のみなさまへ

資金繰りや雇用、納税などでお困りの方へ
各種支援策を実施しておりますのでご利用下さい。

長野県 コロナ 中小企業者

<https://www.pref.nagano.lg.jp/seisaku/economy/coronae.html>

最寄りの
扶困課
市町村

各年金支所

中小企業・個人事業主向け

新型コロナウイルス感染症に対する支援策

融資

給付金・助成金・補助金

日本政策投資銀行による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額（別枠）：中小事業 3億円／国民事業6,000万円 金利：当初3年間 基準金利▲0.9%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施（上限額有）
专项资金による危機対応融資	融資限度額：3億円 金利：3年間基準金利▲0.9%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施（上限額有）
专项资金のための融資を受けたい	【無利子融資】 融資限度額：3,000万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年1.3%又は年1.6%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【低利子融資】 融資限度額：（税附）6,000万円／（還伝）8,000万円 金利：年0.8%（据置期間2年以内） 法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等（4/24～5/6）を行った事業者 協力金等：1事業者当たり30万円（1回限り） 給付額：法人200万円以内／個人事業主100万円以内 ※フリーランス（受託契約による業務実績有者）を含む 休業手当×助成率：中小企業4/5（9/10）、大企業2/3（3/4） ※括弧内は該当する場合。上限8,330円／人・日 給付額：賞金相当額8,330円／人・日（上限） 扶助対象者：事業者グループ（3社以上） 補助率：一カード事業9/10以内、ソフト事業10/10以内 補助上限額：300万円 補助上限額：1,000万円 補助率：中小企業2/3、小規模2/3 補助上限額：50万円 補助率：2/3 扶助化補助金（コロナ特別対応型） 扶助上限額：100万円 補助率：2/3 コロナ特別対応型特化化支援事業 ITツールを導入（テレワーク等）したい
感染拡大防止のために 県の休業要請等に全面協力したい	事業活動を縮小したので、 従業員に「休業手当等」を支払いたい 学校休業等で従業員が休業 学校休業等で個人事業主等が休業 他の事業者と共同して新しい事業に取り組みたい 新製品・サービス開発等の設備投資 販路開拓したい
資金繰りのための融資を受けたい	【無利子融資】 融資限度額：3,000万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年1.3%又は年1.6%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【低利子融資】 融資限度額：（税附）6,000万円／（還伝）8,000万円 金利：年0.8%（据置期間2年以内） 法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等（4/24～5/6）を行った事業者 協力金等：1事業者当たり30万円（1回限り） 給付額：法人200万円以内／個人事業主100万円以内 ※フリーランス（受託契約による業務実績有者）を含む 休業手当×助成率：中小企業4/5（9/10）、大企業2/3（3/4） ※括弧内は該当する場合。上限8,330円／人・日 給付額：賞金相当額8,330円／人・日（上限） 扶助対象者：事業者グループ（3社以上） 補助率：一カード事業9/10以内、ソフト事業10/10以内 補助上限額：300万円 補助上限額：1,000万円 補助率：中小企業2/3、小規模2/3 補助上限額：50万円 補助率：2/3 扶助化補助金（コロナ特別対応型） 扶助上限額：100万円 補助率：2/3 コロナ特別対応型特化化支援事業 ITツールを導入（テレワーク等）したい

【無利子融資】

融資限度額（別枠）：中小事業 3億円／国民事業6,000万円
金利：当初3年間 基準金利▲0.9%（据置期間5年以内）
※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施（上限額有）

【無利子融資】

融資限度額：3億円
金利：3年間基準金利▲0.9%（据置期間5年以内）
※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施（上限額有）

日本政策金融公庫
TEL：0120-154-505

商工組合中央金庫
TEL：0120-542-711

最寄りの
税務署
県税事務所
市町村

事業休止や著しい損失が生じた場合、1年間料金免除

各年金事務所

印紙税

固定資産税・都市計画税
固定資産税
法人税・所得税
自動車税・軽自動車税
消費税

現在、納税が厳しい

社会保険料等が支払えない

令和2年(2020年)4月24日
 総務部財政課企画係
 (課長)矢後 雅司(担当)酒井 裕司
 電話:026-235-7039(直通)
 :026-232-0111(代表) 内線2053
 FAX:026-235-7475
 E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

令和2年度4月補正予算案のポイント

新型コロナウイルス感染症への対応として、国の緊急経済対策を最大限活用して必要な対策を早期に実施するため、検査・医療提供体制の強化や県内経済と県民生活の下支え、遠隔教育環境の整備に重点を置いて編成

《補正予算額》

一般会計	278億8683万6千円
(債務負担行為)	14億5000万円
国民健康保険特別会計	3913万8千円
参考 令和2年3月19日付け専決予算	10億334万4千円
・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	3億7326万5千円
・ 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応	6億3007万9千円

《主な内容》

検査・医療提供体制の強化 78億2170万8千円

- 「新型コロナウイルス感染症外来・検査センター（仮称）」を設置し、診察と検体採取を集中的に実施
- 1日当たりの検査可能件数を300件以上に拡大するための検査機器等を整備
- 当面500人程度の患者数を想定した入院医療体制を整備するため、人工呼吸器などの設備整備への支援や軽症者受入用宿泊施設の借上げ等を実施
- 感染症患者の受入体制を強化するため、受入実績に応じ医療機関に協力金を支給

県内経済と県民生活の下支え 187億9026万4千円

- 中小企業融資制度資金に3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置きで、既往の信用保証付き融資からの借換えも可能な資金メニューを追加
- 県からの休業要請等に協力いただいた事業者に対し、市町村と協調し30万円を支給
- テイクアウトや宅配など新たなビジネス展開を図るサービス事業者等のグループを支援
- 休業等により収入の減少があった世帯等に対する生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金を支給

遠隔教育環境の整備 6億556万4千円

- 県立学校のICT環境整備を前倒しするとともに、学校の臨時休業期間中においても、児童生徒が家庭でオンライン学習ができる環境を整備

検査・医療提供体制の強化

《検査体制の強化》

(新) 新型コロナウイルス感染症外来・検査センター(仮称)の設置 10億3041万2千円

<健康福祉部>

帰国者・接触者外来に加え、診察と検体採取を集中的に行う「新型コロナウイルス感染症外来・検査センター(仮称)」を県内20か所程度に設置

(新) PCR検査機器等の整備 4億6604万8千円

<健康福祉部>

1日当たりの検査可能件数を300件以上に拡大するための検査機器等を整備

- ・医療機関等の検査機器購入を支援
- 補助対象者 医療機関、民間検査機関
- 補助対象経費 P C R 検査機器等の購入費
- 補助率 10/10以内

- ・環境保全研究所、保健福祉事務所の検査機器、検査試薬等の購入

検査費用の無料化 2709万8千円

<健康福祉部>

P C R 検査費用等の自己負担分を無料化

《医療提供体制の強化》

医療機器等の整備 28億4916万2千円

<健康福祉部>

医療機関での受入体制を300床以上に拡大するため、患者の受入れに必要な設備整備等を支援

- ・補助対象者 医療機関
- ・補助対象経費
- 設備整備 人工呼吸器、体外式膜型人工肺（E CMO）、個人防護具、
医療用シェルター等
- 病床確保 空き病床確保時の減収相当額、退院後の消毒費
- ・補助率 10/10以内

(新) 軽症者等の受入体制の確保 18億5067万6千円

<健康福祉部>

重症者及び中等症者を優先的に医療機関で受け入れるため、軽症者及び無症状感染者の療養に必要な県内宿泊施設を借上げ等により確保

- ・宿泊施設等の確保 200人分

(新) 感染症患者受入れ医療機関への協力金 5億4050万円

<健康福祉部>

感染拡大時における地域の医療提供体制を維持するため、感染リスクを抱えながら患者を受け入れる医療機関に協力金を支給

- ・病院 患者の重症度や受入実績に応じて協力金を支給
- ・診療所 院内感染等により休業した場合に、休業前までの診察継続に対する協力金を支給

(新) 医療従事者派遣等への支援 1億8558万1千円

<健康福祉部>

感染拡大時における地域の医療提供体制を維持するため、感染症対応を行う医療機関への医療従事者の派遣等を支援

- ・補助対象者 医師等の医療従事者（専門医療チームを含む）を派遣する医療機関
- ・補助対象経費 人件費、旅費等
- ・補助率 10/10以内

(新) 医療従事者向け防護服等の確保 3億円

〈危機管理部〉

医療機関や県有施設等での感染拡大を防止するため、防護服やサージカルマスク、サーモグラフィー等を購入

(新) 防護服等の生産に取り組む県内企業への支援 1億円

〈産業労働部〉

医療従事者向け防護服等の生産に取り組む県内企業の設備整備を支援

- ・補助対象者 感染症拡大抑制に資する製品等の生産に取り組む県内企業
- ・補助対象経費 設備導入費等
- ・補助率 中小企業 3/4以内、中小企業以外 2/3以内
- ・補助上限額 2,000万円

県内経済と県民生活の下支え

《県内経済の下支え》

中小企業融資制度資金 129億8126万3千円（債務負担行為 14億5000万円）

〈産業労働部〉

中小企業融資制度資金に3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置きとなる資金メニューを追加するなど、事業活動の縮小等により厳しい経営環境にある中小事業者等の資金繰りを支援
[合計融資可能額 1,300億円]

・**長野県新型コロナウイルス感染症対応資金**

- 貸付対象者 売上高が前年同期比5%以上減少した事業者等
- 貸付限度額 3,000万円（設備資金と運転資金の合計）
- 貸付利率 年1.3%又は年1.6%
- ※ 当初3年間利子補給を実施（一定要件あり）
- 融資可能額 500億円

・**経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）**

- 貸付対象者 売上高が前年同月比15%以上減少した事業者等
- 貸付限度額 設備資金6,000万円、運転資金8,000万円
- 貸付利率 年0.8%
- 融資可能額 100億円

(新) 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金 45億600万円

〈産業労働部〉

感染拡大を防止するため、県からの休業要請等に協力いただいた事業者に、市町村と協調し30万円の協力金等を支給

・**県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金**

- 支給対象者 休業や営業時間の短縮等の要請に協力した事業者
(対象施設：キャバレー、カラオケボックス、スポーツクラブ、映画館、飲食店・喫茶店等)

・**県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止支援金**

- 支給対象者 休業の検討依頼を受け休業した観光・宿泊事業者等
(対象施設：博物館、ホテル、ゴルフ場等)

(新) 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業 3億614万円

〈営業局〉

テイクアウトや宅配などサービス事業者等がグループで行う事業の多角化等に向けた新たな取組を支援

- ・事業計画策定のためのアドバイザーチームによる相談支援
- ・事業計画に基づき実施される設備導入や販路開拓の支援
- 補助対象者 事業者グループ
- 補助対象経費 設備導入、販路開拓費用等
- 補助率 ハード事業 9/10以内、ソフト事業 10/10以内
- 補助上限額 300万円
- ・新たなビジネス展開に向けて学ぶオンライン講座の開設

(新) お宅に届く信州の名産品“信州ふるさと割”事業 4000万円

〈営業局〉

県内事業者を支援するため、インターネット通販サイト「NAGANOマルシェ」において商品を紹介し、3割引で販売することで、県産品の価格競争力を高め、県内外での販売を促進

- ・委託先 (一社)長野県観光機構
- ・委託内容 商品の開拓、商品登録業者に対する割引額の助成等

(新) 飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援事業 3000万円

〈営業局〉

売上が落ち込んでいる飲食店等を支援するため、クラウドファンディングを活用して食事券等を販売する仕組みの構築を支援

- ・補助対象者 クラウドファンディングの活用により飲食店等を支援する団体
- ・補助対象経費 クラウドファンディング手数料等
- ・補助上限額 調達額の30%
- ・目標調達額 1億円

《県民生活の下支え》

生活福祉資金の特例貸付 5億8383万8千円

〈健康福祉部〉

休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯等へ無利子・保証人不要の貸付けを実施

住居確保給付金の支給 581万6千円

〈健康福祉部〉

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれがある者へ住居確保給付金を支給

- ・支給額 単身世帯：月額31,800円以内、2人世帯：月額38,000円以内
3～5人世帯：月額41,300円以内

(新) 頑張るアーティスト応援事業 1230万円

〈県民文化部〉

文化イベント等の開催自粛に伴い発表機会を失ったアーティストの作品創作等を支援

- ・補助対象者 長野県ゆかりのアーティスト、団体
- ・補助対象経費 インターネット上で鑑賞可能な作品創作費
- ・補助率 10/10以内

遠隔教育環境の整備

県立学校におけるICT環境整備 6億556万4千円

〈教育委員会〉

県立学校のICTを活用した学習環境整備を前倒しするとともに、学校の臨時休業期間中においても、児童生徒が家庭でオンライン学習ができる環境を整備

- ・県立学校にタブレット端末を整備
- ・インターネット接続環境がない家庭にモバイルルータを貸与
- ・インターネット上に家庭学習を支援するポータルサイトを整備

その他

社会福祉施設等におけるマスク等の確保への支援 1億6403万4千円 〈県民文化部・健康福祉部・教育委員会〉

社会福祉施設用のマスク、消毒液等の確保や入所者用の個室整備を支援

- ・支援対象者 児童養護施設、保護施設、障がい者福祉施設、介護福祉士養成施設認可外保育施設、幼稚園、やまほいく認定園等の各運営者
- ・支援内容 ①県で一括購入するマスク、消毒液等の配付
(幼稚園には、該当施設による購入費を助成)
②感染者用個室の整備費を助成
補助対象経費 施設改修費
補助率 10/10以内

(新) 新型コロナウイルス発生事業所経営支援事業 1000万円

〈産業労働部〉

県又は長野市が従業員等の感染について公表した事業所が一時閉鎖した場合に、閉鎖期間中の人件費の一部を支援

- ・補助対象者 従業員等の感染を県又は長野市が公表し、事業所を一時閉鎖した事業主
- ・補助対象経費 一時閉鎖期間に係る従業員等の人件費（最大14日間）
- ・1人当たり補助上限額 12,495円/人・日（雇用調整助成金との合計額）
- ・1事業所当たり補助上限額 100万円

(新) 特別支援学校のスクールバスの増便 3460万5千円

〈教育委員会〉

感染リスク低減の観点から、医療的ケアを要する児童生徒等の登下校を分散するため、スクールバスを増便

- ・対象校 6校



しあわせ信州

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の相談・支援対応を充実します。

新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた事業者の皆様に対して、今後の新たなフェーズを見据え、「新たな生活様式」を踏まえたビジネススタイルへの移行を集中的に支援するため、本庁、地域振興局の体制を強化し、業種別の担当を明確化するなど、相談・支援対応を充実します。

1 地域振興局の体制を強化

10 地域振興局商工観光課の相談体制の充実により地域の事業者が抱える課題を把握するとともに、新たな生活様式に対応したビジネスモデルを促進

- ・「新型コロナ対策推進宣言の店」の普及
- ・雇用調整助成金、持続化補助金等、各種支援策の周知 他

2 業種別の担当を明確化

緊急事態宣言等により、特に影響を受けた飲食業、小売業、宿泊業、観光施設等の課題等に対応するため、業種別の担当を明確化

- ・飲食業、小売業
－産業労働部創業・サービス産業振興室 (TEL 026-235-7198)
- ・宿泊業、観光施設
－観光部観光誘客課 (TEL 026-235-7254)
- ・その他
－産業労働部産業立地・経営支援課 (TEL 026-235-7195)

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう！